

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年7月14日（平成28年（行情）諮問第463号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第461号）

事件名：「The Guidelines for Japan-U. S. Defense Cooperation」（April 27, 2015）の日本語訳を策定するに当たっての決裁関連文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『The Guidelines for Japan-U. S. Defense Cooperation』（April 27, 2015）の日本語訳『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）を策定するに当たっての決裁関連文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成28年3月7日付け情報公開第00498号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、異議申立人が平成28年1月5日付けで行った開示請求「『The Guidelines for Japan-U. S. Defense Cooperation』（April 27, 2015）の日本語訳『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）を策定するに当たっての決裁関連文書の全て。」に対し、1文書を特定の上、その全部を不開示とする原処分を行った（平成28年3月7日付け情報公開第00498号）。

#### 2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、本件対象文書である。

### 3 不開示とした部分について

本件対象文書には、公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議の内容に関する情報が記録されており、公にすることにより、政府部内の率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当し、不開示とした。

### 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」として、原決定の取消しを求めている。

しかしながら、当省は、上記2のとおり、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その全てが上記2のとおり同条5号に該当することから不開示としたものであることから、異議申立人の主張には理由がない。

### 5 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原処分を維持することが適切であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月3日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同月17日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「The Guidelines for Japan-U. S. Defense Cooperation」(April 27, 2015)の日本語訳を策定するに当たっての決裁関連文書である。

諮問庁は、本件対象文書が法5条5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、「The Guidelines for Japan-U. S. Defense Cooperation」(April 27, 2015) (以下「Guidelines」という。)の日本語訳を策定するに当たって、政府部内にて検討した情報が記載されている。

本件対象文書は、日米間で交渉を行ったGuidelinesについていかなる日本語訳が適切か政府内で検討した文書であって、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、今後

の英文文書の日本語訳策定作業において政府部内での自由闊達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久